

介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出書類一覧
(訪問介護)

電子申請届出システムにより届出をする場合は、下線を引いている書類は添付不要です。
ただし、他の変更事項（管理者等）とあわせて届け出る場合は（別紙2）を添付してください。

加算項目	添付書類
共通	<input type="checkbox"/> <u>介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）</u> <input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等状況一覧（別紙1-1） <input type="checkbox"/> 誓約書（加算様式10-2） <input type="checkbox"/> <u>変更届・介給届連絡票※1</u> <input type="checkbox"/> <u>定型封筒（切手貼付）※2</u>
通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 道路運送法による免許書又は許可書の写し <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助の算定を申出る訪問介護事業所のサービス提供体制等確認票 <input type="checkbox"/> 運営規程 （通院等乗降介助についての追記が必要です。改定内容については訪問介護の「算定基準」をご参照ください。）
定期巡回・随時対応サービスに関する状況 （※3）	<input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応サービスに関する状況に係る届出書（別紙8） <input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応サービスの実施に関する計画書（任意様式）
高齢者虐待防止措置実施の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通書類のみ
特定事業所加算	【共通】 <input type="checkbox"/> 個別の訪問介護員等に係る研修計画※4 【加算(I)～(IV)を算定する場合】 <input type="checkbox"/> 特定事業所加算(I)～(IV)に係る届出書（別紙9） <input type="checkbox"/> 全てのサービス提供責任者の資格者証（写）及び実務経験証明書※5 【加算(V)を算定する場合】 <input type="checkbox"/> 特定事業所加算(V)に係る届出書（別紙9-2）
共生型サービスの提供	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所の指定書（写し）
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通書類のみ
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上））	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通書類のみ
同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通書類のみ
<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算に関する届出書（別紙11）

認知症専門ケア加算	<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12） <input type="checkbox"/> 研修修了証（写し） <input type="checkbox"/> 職員の研修計画（加算Ⅱの場合のみ）
介護職員等処遇改善加算等	介護職員等処遇改善加算等のページを参照
L I F Eへの登録	<input type="checkbox"/> 共通書類のみ 下記の厚生労働省ホームページに掲載している資料を確認の上で登録手続きをしておいてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html
割引	<input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者等による介護給付費に割引に係る割引率の設定について（別紙5） <input type="checkbox"/> 運営規程（「割引を設定する場合について」のとおり改正が必要。）

- ※1 介給届の受付を証する書類が必要な場合は添付してください。
- ※2 介給届の内容審査後、郵送で変更受付票の送付を希望する場合は添付してください。
- ※3 週5回以上、頻回の訪問を含む身体介護 20 分未満体制を検討する場合は、定期巡回・随時対応サービスの実施に関する計画についてのヒアリングを実施しますので、事前に福祉指導監査課までご相談ください。
- ※4 特定事業所加算Ⅳの場合は、個別の責に係る研修計画のみの提出となります。
- ※5 特定事業所加算Ⅰの場合、または特定事業所加算Ⅱであり特定事業所加算に係る届出書の人材要件（2）の要件に当てはまる場合は必要です。